

Title	中産階級政策 (二、完)
Sub Title	
Author	堀切, 善兵衛
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.7 (1915. 7) ,p.746(52)- 756(62)
JaLC DOI	10.14991/001.19150701-0052
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150701-0052

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中産階級政策 (三完)

堀切善兵衛

我國に於ける中産階級政策として農業に關係したる方面にては從來施設畫策せられたるもの殆んど少なし。近年に至り信用組合及販賣購買組合の如き漸く各地に發達するに至り政府當局者に於ても一面此等の組合を獎勵すると共に低利資金の供給を實行したるが如き僅かに此政策の一端と見做すを得可し。然れども由來我國の農業は集約的にして主として勞力にのみ依頼し、機械の利用極めて少なく従て農業的資本をば大規模に應用すること之れなきが爲め大地主と稱する者も比較的になく彼の越後東北地方の豪農と稱する輩に至りても英米諸國の同一階級と比較せば到底日を同ふして論ず可きに非らざるなり。従て小地主の數も多く依て以て質朴剛健なる地方中産社會の勢力を維持しつゝある次第なれども然も年一年是等小地主の數は減退して土地の兼併盛んに行はれつゝあるは否

む可らざる事實なり而して農業は本來最も危険少なき着實なる業務たる可き等なれども我國の實際は寧ろ之に反し天變地異の爲めに收穫物の上に非常の相異を來すのみならず其主要産物たる米穀の如きも市價の變動激甚にして恰も最も危険なる投機業に類するものあり而して中流以下の農民が困難を來すの時は之れ即ち土地兼併の一面に於て實行せられつゝあるを語るものに外ならず吾人は近年の如く農業の打撃相繼ぐに於ては小地主減少の趨勢が順に迅速に進行す可きを信じて疑はず果して然らば一方に於て集約的小農制度を以て誇りとする我國に在りても亦久しからずして此方面より中産社會の大崩壊を來すに至らんことを憂慮せざるを得ざるなり。されば吾人は今に於て農業的中産階級の維持を計るの必要を認め此目的の爲めに比較的社會の犠牲少なくして其効果の見る可きもの有りと思考する一策を提唱せんと欲す。即ち吾人は農民の主税たる地租に向つて累進税を賦課すると同時に一部の免税を主張するものなり。一般所得に對し累進税法は比例税法よりも納税者の能力に適應せしむ可しとの課税上の根本原則に合致するは今日經濟學者の説殆んど一致する所なり。我國の實際に於ても所

得税に就ては早くより累進税法を採用したり。何ぞ之を地租に應用して不可なるの理あらんや、同時に近來の租税制度に於て Existence Minimum を免除するは何人も異論ある事なし。然らば又何故に此生活最少限度を農民に免除せざるの理あらんや。而して所得税の場合に於て所謂勤勞所得は財産所得に比し少なからざる優遇を受けつゝあり、又是等兩種の所得を區別して勤勞所得を優遇するは文明諸國の殆んど通則とする所にして何人も其當を得たる處置たることを疑ふものなし。然れども彼の自作小農に至りては縱令土地なる一種の財産を基礎として生産に従事するものなりと雖も、其の勞苦の激烈且つ多大なるの點に至りては決して自由職業に従事する者と同日の談に非らざるなり。而して獨り一方の所得税或は營業税に對してのみ生活の最少限度を免除するの精神を是認しながら他方の地租に對しては一寸の土地と雖も決して納税を免除せざるの制度は事の公平を得たるものと評するを得ざるなり。即ち吾人は農民に對しても亦三四百圓の收入を得る爲めに必要なる田畑山林原野の如きは之を免税するの至當なるを信するものなり。蓋し地租は各國の租税制度中其由來する所尤も古く、殊に封建時代に於ては

土地の所有權は君主に存し農民は唯之を租借しつゝあるが如き觀念の存したりしが爲め、農民は其租税をば恰も借地料を支拂ふが如き考を以て之を負擔し來りたるに依り、特に苛斂誅求の事實之に伴はざる以上は地租の負擔は當然の義務なりと思惟し、何人も其納入を拒むもの非らざりしより政府當局者に在りても依りて以て有力なる財源と爲すを得たる次第なれども、然も産業の發達と共に國民の富力はあらゆる方面に伸暢し、地租以外に適當なる課税の目的物は漸次發見せらるゝに至りたる其結果、今日に於ては地租を以て國家の尤も重要なる財源に充當しつゝあるが如きは文明國に於て殆んど其例少なきに至れり。否時としては地租を以て中央政府の收入たらしむることを廢止して之を地方税に移したるの例も有る次第なり。されば國家領土の一部たる土地其物を所有すればとて必ずしも之に課税せざる可らざる理由あることなし。

果して然らば營業税の場合に於て資本金額千圓以下賣上金額二千圓以下の小資本者に對し課税を免除すると同じ意味に於て一定限度内の自作小農に對し課税を免除するは何等の不都合あることなし、既に一方に於て是等の小なる商工業

若くは自由職業者労働者等が其収入に對し生活の最少限度の免稅を許さるゝ以上は獨り農民に對してのみ其収入の唯一の源泉たる土地に關し終局まで之に課稅するは不公平の甚だしきものと云はざるを得ざる可し。されば吾人は近頃又々世上に地租及營業稅輕減の聲起らんとするに際し一般的に稅率を輕減せんよりは寧ろ生活の最少限度免稅の主義を地租にも及ぼさしめんことを主張するものなり。斯の如くむば國家は極めて僅少なる犠牲を以て小農保護の目的は之を或程度まで實行し得ることゝ信ず、即ち自作小農は其所有地を他人に讓渡して小作人となるよりは租稅金額に相當だけの國家の保護を享受して獨立の地位を維持するを得策と考ふ可ければ之れが爲め自作小農衰滅の弊は確かに防止せらる可きや疑を容れず。況んや此國家の保護たる農民をも商工業者、自由職業者、労働者と同等に待遇す可しと云ふに止まり敢て他の階級以上に特殊の國家の保護を要求するに非らざるに於てをや。

斯の如く一方に於て生活最少限度を免稅すると共に吾人は地租を以て累進稅たらしむ可しと主張するものなり。而して所得に對する累進稅の論據は限界效用說に存し多大の收入を有するものは僅少の收入を有する者に比し正規の割合以上租稅を負擔する能力ありと云ふ點に存すれども吾人が地租に累進稅を適用す可しと主張する論據中には此一般的累進稅の根據以外に尙ほ他の理由有りて存するものなり。即ち一般的財貨は産業の發達と共に殆んど無限に之を増加することを得可く縱令一方に於て巨萬の財を積む者ありと雖も、之れが爲めに他人の財の蓄積を沮害すと云ふを得ざれども土地其物に至りては其面積に限り有り一人若くは數人に於て廣大なる面積を占有せば夫れだけ他人の所有す可き面積は縮少せらるゝの理なり。換言すれば土地の面積は人爲を以て任意に産出増加せしめ得可きものに非らず。土地の性質を變じ不毛の地を開拓して良田と爲すが如きは不可能ならざるや勿論なりと雖も、然も之れ亦限りあり。決して一般財貨の如く無限に増加し得可きものに非ず。されば土地共有論若くは共產主義等の主張にも亦一理なしと云ふ可らざるなり。

斯の如く土地の面積には一定の限度あり一人之を所有すれば都會地たると田園山野たるとを問はず他人は夫れだけ其所有し得可き範圍を縮少せらるゝこと

明白なるが故、凡そ私人所有權の範圍に制限を設くる必要ありとせば先づ第一に土地に對する所有權は之を適當なる範圍に局限するを至當なりと云はざるを得ず。然りと雖も吾人は今茲に私人の所有權に制限を設くるの必要ありや否やに付きて論及せんと欲するものに非らず。唯餘りに大なる土地の面積をば少數なる貴族富豪等の掌中に歸せしむるよりは多數の獨立せる小農の所有に屬せしめ彼等の直接の管理と愛護の下に置くを以て管に生産の上に於てのみならず所謂社會政策の見地より之を見て尤も策の宜敷きを得たるものなりと信するなり。而して土地の益々少數富豪の手に兼併せらるゝを防ぐ其爲めには所有面積の大を加ふるに従ひ愈々益々税率を加重する累進税を茲に適用するは頗る其當を得たる處置なりと云ふを得可し。

彼の歐米諸國に在りては農業にも亦相當の資本を要し機械の利用も工業の場合に劣らざる有様なるを以て大規模農業を經營する其爲めには一人にて多大の面積を所有すること必要なりと見做されざるに非らずと雖も、我國農業の實際に於ては機械の利用の如き殆んど絶對に之れなしと云ふも過言に非ず、我農民の依

頼する所は専ら勞力其物に存するが故廣大なる面積の土地が少數の人々の手に集中するの事實は何等の利益を伴ふものに非らざるなり。況んや耕地整理、治水灌漑等の目的の爲めには多數の農民共同して其事に當り得可く兼て種子の買入れ若くは肥料購求等の爲めに要する其資本は信用組合購買組合等の組織に依りて其目的を達すること難きに非らず、敢て大農制度の下に多大の資本を一手に集むるに非らざれば土地の改良産額の増加は得て望む可らずと云ふ何等の理由存せざるに於てをや。

殊に吾人は市街宅地の地租に於ける場合には累進税の適用尤も至當なりと考へざるを得ず。蓋し市街宅地の所有者は田園原野等の所有者に比し遙かに多く地價の自然的騰貴の惠を受けつゝ有るは勿論にして、多大の面積を所有すればする程此自然的騰貴の利益をも餘計に享有しつゝある次第なれば、彼の土地差増税制度の尙ほ未だ實施せられざる我國の如き場合には累進税法に由る地租を賦課して以て或程度まで其缺點を補ふは寧ろ時宜に適したる處置たるを失はざる可し。思ふに中小農の保護と救済とを目的とする政策は決して二三にして止まるも

のと云ふを得ず。其國狀の如何と財政の狀況とに依りて畫策施設せざる可らざるのみならず、現に歐米先進國の夙に實行しつゝある其實例に至りても亦敢て乏しからずとせざれども然も吾人は我國の現状に於ては一方に於てエキジスタンス、ミニマムの免稅と累進稅の採用を以て當面の急に應せんが爲め肝要なりと思惟するものなり。而して吾人は前號に於て中産階級に屬するものとして中小農の外尙獨立の手工業者、中小商工業者、官吏、自由職業者、月給取り等を列記したり、是等は孰れも其租稅制度の上に於て生活の最少限度を免除せられつゝあるが故此點に於ては農民に比し社會的に優遇を受くるものと云ふを得可し。而して官吏、自由職業者、月給取りの類は赤手空拳の外何物をも有せずして生存競争場裡に立たざる可らず。然も一度其一身上に疾病其他の天災不幸等の襲來する有らんか直ちに其收入の途は杜絶せらるゝに至る可し。されば何等かの財産若くは資本を利用して生産に従事し以て一身一家を支へつゝある人々に比し不利なる状態に在るものと云はざるを得ず。換言すれば農民の如きは縱令猫額の土地なりと雖も兎に角に其一身以外に財産若くは資本と目せらる可き或物を所有し之に由りて生産に従

事し其生計を營むものなるが故何物をも所有せざる階級に比して幸福なりと云はざるを得ず。従て其所有する財産又は資本に對し縱令幾何なりとも納稅の義務を負はしむるは之れ却て無資力階級に對して衡平を期する所以なりと稱するものあらん。此論一理無きに非らずと雖も然も農業の場合に於ては一定面積の土地を之に利用すること絶對に必要なを知らざる可らず、即ち農業は土地有りて初めて行はる可きものにしてこは決して農業以外の職業の場合に於ける所謂財産又は資本とは同一に論ず可きに非らざるなり。換言すれば資本は商工業若くは自由職業に従事する者に取りては其生産力を増加せしめ、若くは其勞力の效程を増進せしむる補助たるに過ぎざれども農民に取りての土地は之れなくむば絶對に其勞力を用ゆるに由なきなり。故に財産若くは資本稅として之を觀察し以て無資力階級との負擔を衡平ならしめんが爲め資本に課稅するの必要ありとの論據より出立するに於ても土地のみは之を特別の取扱を爲さざるを得ざる可し。即ち土地は絶對的必要缺く可らざる資本なるが故一定の面積までは其利用に對し恰も勞力の利用其物と同意味に於て國家は之を免稅するは當然なりと云はざるを得

す。但しこは元より或程度までの面積に付て云ふ所にして其程度を超ゆれば決して必要缺く可らずと云ふことなし。否全面積に於て限定せらるゝ其關係上少數なる人士が多大の面積を占領する弊害を防止せんが爲め大地主に對し累進的に多大の租税を賦課するの正當なるは既に論述したる所の如し。

吾人は中産階級政策なる題目の下に専ら中小農に關する問題を論述したり然れども斯の如きは農民以外に此政策の實施を必要とせざるが爲めに非らず今は唯其最も肝要にして且つ其實行に容易なりと信ずる方面に對してのみ一言を費したる次第にして餘は他日の機會を待たんと欲するのみ。

獨逸戰時財政の根柢如何 (下)

阿 部 秀 助

三

吾人は獨逸の財力を以て無盡藏なりと信ずるものにあらざると共に、又佛國方面の新紙が屢々吾人に傳ふるが如く一ヶ月余にして枯渴する如き果敢なき運命を有するものなりとの言にも賛同する能はざるものなり、何んとなれば、吾人が曩きに述べしが如く、歐洲の大戦役と列強の財力三田學會雜誌第八卷第八號頁一七酒料、煙草等の如き一般の消費物に對し獨逸は尙ほ多大の財源を有するを以てなり。

今、同國に於ける各種酒料の消費額に對する最近の統計を見るに、先づ麥酒の年消費額に就きては次の如き結果を現せり。